

第五章 結 論

以上記述之明理川の起源と村社柳森神社の創始を明確にし尙進んで本社^の維持を鞏固ならしめん爲め本部落民一同協議の上部落有其他土地を整理し若くは買収し郡長より收得の許可を受け本社基本財産として所有權移轉の登記手續を了し大正十五年七月廿八日付を以て神社財産として愛媛縣廳神社財産臺帳に登録の申請書を提出し同年八月二十日付登録濟の通知を受け茲に全く手續完結せしにつき後年の參考に供す

將來該社の神職たり総代として其任に方る者は神社の沿革財産の異動神職並に總代の更迭其他必要の出來事を記録し以て既往を知り進んで將來の計畫資料とし財産の増加に努め敬虔の誠意を盡し益々神社の尊嚴と萬代不易の國體を體得し健全なる思想に信仰し以て一般信者の幸福ならん事を望み今や整理の任を結了するに際し感興の一端を記録する
ここに斯の如し

大正十五年九月二十日